

町報 岡垣

発行所 岡垣町役場
責任者 岡垣町長 辻守莊

印刷所 有限会社 大和印刷所
電話(宗像) 2027番

岡垣町青少年問題協議会の重点目標

家族みんなで

話し合いましよう

青少年の健全育成は、親は勿論、社会全体の願いであるが、その青少年を健全に育成するには、家庭の健全化を図ることが第一である。

健全な家庭とは、新築された家とか、フスマ、床の間が立派なことではない。家族がよく接触されていることである。

一、親子の接触のしかた

1、肉体の接触を通じて
体がひつつくことは心がひつ

つくことである。小さい子は抱いてやったり、良いことをしたお礼口さんと撫でたり、大きくなったねと手を握ってやる。風呂と一緒に入る。
小学生頃までは親の愛を求めているものである。

野球、相撲と一緒にする。ボールを通して心のふれあいが出る。

着物を着せてもらっただけで暖かさが生まれる。

同じ仕事をする。餅つきを一緒にする。或いは一緒に庭掃除をする。庭が美しくなるより、心が美しくなる方が大きな収穫である。

子供に色々の仕事をさせるよう。

「そんな仕事はお母さんがするから勉強しなさい」では勉強はよくなるかもしれないが、人間形成にはならない。
子供は活動欲をもち、又それを求めていることを十分心して頂きたい。

2、言葉を通じて

話し合いを通じて親子の接触を図ることは非常に大切ですが非常に不足している。

二、接触の効果

1、愛情の欲求が満たされる

人間は社会的動物で、人から愛してもらいたい、愛したいという欲求をもっている。愛情は実に社会を円滑に動かす原動力であり、非行少年は愛情にうえる。

2、相互理解が出来る

話し合いをすると、お互いが思っている考えが分る。

3、知識を吸収する

話し合いの中で子供達は、いろんな知識を吸収してゆく。

4、胸の中の浄化になる

物いわざるは腹ふくるるわざというが、しゃくにさわったことを胸の中におさめていてもよくならない。井戸端会議などでぶちまけるとすーとする。言葉にはそんな効果がある。

三、何時やったらいいか

食事の時は家族がくつろげる時である。又物を食べている時は心のなごやかな時である。「赤坂の料亭で政治がされる」というが、神着ていては話し合いは出来ない。

「同じ釜の飯を食う」ともいう人間は食事の時、心のふれあいがある。その食事の時間を利用して、親子の話し合いをするようお願いします。

福岡女子大、町田教授の話から、

社会教育主事

町報は世帯主だけ見てポンと捨てないよう、家族全員読んで下さい。

話し合いのテーマは前月に例を掲載しています。

岡垣町財政事情について

昭和四十三年八月一日に行なわれた、財政事情の公表は、地方自治法と町条例によって行なわれたもので収入、支出の概況住民の負担の状況等を明らかにし告示したものであり、その概略は次のとおり。

昭和四十二年度の一般会計の収入状況は別表1のとおりである。

一、町税収入状況

1、町税が五九、三四一千元で収納率九六、八％
2、特に「たばこ」消費税は一〇、五四〇千円で前年より

二、使用料及び手数料

収入の主なものは次のとおり
・保育料 一、一九二千元
・町営住宅使用料五、〇五八千元
・火葬場使用料 一二四千元
・戸籍等の手数料八一〇千元

・町税督促手数料 七五五円
・予防接種手数料一、八一八
千円

三、分担金及び負担金 で収入された主なもの のは次のとおり

・早害応急対策事業の受益者
負担金 二、五〇九千円
・糠塚公民館建設事業の地元
負担金 三、八三六千円

四、国庫支出金で収入 された主なもののは次 のとおり

・保育所児童措置費一、九六
三千円
・義務教育費負担金六六三千
円
・炭坑離職者緊急就労対策事
業費補助金九、五七一十千
円
・湯川山林道新設費補助金
二、七五五千円
・町営住宅建設費補助金四、
四一二千円
・吉木、高倉線舗装工事補助
金一、〇〇〇千円
・東黒山線道路改良工事補助
金四、三三〇千円
・戸切小学校防音工事補助金
二七、五八四千円
・糠塚公民館建設補助金三、
〇〇〇千円
・公共土木施設災害復旧工事
補助金一、二三二千円
・町民税臨時減税補てん償元
利補助金二、一二九千円
・小災害復旧事業償元利補給
金一六〇千円
・理科教育設備費補助金一五
〇千円
・準要保護児童生徒援助費補
助金一、〇七九千円
・国民年金事務委託金八二〇
千円

・児童措置費負担金二四一十
千円
・法定伝染病予防費負担金三
七一千円
・結核予防費補助金一五八千
円
・農業委員会補助金三三九千
円
・早害応急対策事業補助金三
、二八八千円
・合併農協欠損金補てん補助
金六一〇千円
・早害による種籾購入等補助
金一八七千円
・農山村同和対策事業補助金
三、八五八千円
・デアルバーター植林補助金
一一〇千円
・農林災害復旧費補助金一一
、三九〇千円
・県知事県議選挙委託金一八
一千円
・参議員選挙委託金二九九千
円
・県税徴収費委託金二、一一
四千円

六、国有提供施設等所 在市町村助成交付金

・射撃場、飛行場の国有資産
税四、六六二千円

七、財産収入

主なものは次のとおり
・財産運用収入二、五四八千
円
・山田瀬溜池処分金五、三六
七千円
・旧伝染病院処分金等三〇五
千円

八、寄附金

・山田小学校プール建設寄附
金一、九八一千円

九、繰入金

・芦屋町外二町競艇施行組合
収益分配金六、〇〇〇千円
・庁舎建設積立金の繰入れ三

五、県支出金中主なもの のは次のとおり

交通安全

「あなたは今 安全運転をしていますか」
さあ青だ いやもう一度 右左、
あそびません、こわいくるまのおるみち。

自衛官募集

二等陸海空士 18〜25才
防衛大学生 高卒 18〜20才
航空学生 高卒 18〜20才
看護学生 高卒 18〜22才 女子
自衛隊生徒 中卒 15〜17才
受付は毎日役場総務課で受付します。

十、繰越金

一六、二二二千円

十一、諸収入

・町税等延滞金三一九千円
・預金利子一、五八九千円
・貸付金元利収入一〇〇千円
・私用電話料等一三九千円

十二、町起債

・町税臨時減税補てん償三、
八〇〇千円
・緊急就労対策事業債一、四
〇〇千円
・湯川山林道新設事業債二、〇
〇〇千円
・同和対策事業債二、四〇〇
千円
・町営住宅建設事業債三、〇
〇〇千円
・道路橋梁改良事業債三、五
〇〇千円
・戸切小学校建築事業債一〇
、〇〇〇千円
・災害復旧事業債二、九〇〇
千円

支出状況

支出の状況は別表1、2のと
おりで、これを性質別にみて
おもなものをあげると次のよ
うになる。

1、人件費七〇、五六一千円

議員、各種委員、町長、以下
全職員の報酬、給料、共済費
など

2、物件費

(1)賃金 一、四一二千円
(2)旅費 三、三八六千円
(3)需要費 一一、六九三千円
(4)役務費 二、〇三六千円
(5)備品購入費二、一三七千円
(6)その他 一、六五五千円

3、維持補修費

八、八三二千円
主なものは、河川道路橋梁補

4、扶助費二、六二七千円は

生活困窮者、緊急就労労務者
等の越年越盆見舞金準要保護
児童教育補助金などである。

5、補助費等

(1)負担金三、二六〇千円
(2)補助交付金一二、四九五千
円
(3)その他三、一八九千円

7、公債費

長期借入金金の償還元金と利子
である。
(1)元金四、九七二千円
(2)利子四、三五七千円

6、建設事業費

主なものは次のとおり
(1)緊急就労対策事業一三、一
〇二千円
(2)三吉、新松原農業用水路改
良事業七、五八六千円
(3)湯川山林道新設事業六、二
四五千円
(4)県道の改良舗装等負担金四
、四九五千円
(5)吉木、高倉線道路舗装事業
三、四八〇千円
(6)町営住宅建設事業九、九〇
五千円
(7)戸切小学校建設事業四五、
五七一千円
(8)災害復旧事業一七、九七三
千円
(9)山田小プール建設事業一〇
、一一〇千円
(10)庁舎建設関係事業四、〇八
一千円
(11)早害応急対策事業七、一五
五千円
(12)小規模農地改良事業二二八
千円
(13)戸切白谷地区治山工事三四
五千円
(14)東黒山線道路改良事業五、
四三八千円
(15)橋梁新設改良事業五、八〇
〇千円

税 務 署 だ よ り

- 1、 8月5、15、26日………税の相談日
8月31日 ……………6月決算法人の確定申告と納期限
8月31日 ……………12月決算法人の中間申告と納期限
- 2、災害と税金

火災、震災、風水害などで被害を受けた方には、税金の面でいろいろな救済措置があります。

災害をうけた場合、所得税を軽減したり、免除したりする措置として「所得税法」の雑損控除による方法のほか、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」(略して災害減免法といいます)の適用を受ける制度があります。

また「国税通則法」により、申告、納付等の期限の延長ができることになっています。

(1)雑損控除による方法

災害や盗難、または横領によって、住宅や家財現金などの資産に損失をうけた場合

A=損失額-損害保険金等により補てんされる金額

$A - \left\{ \frac{\text{総所得} + \text{山林所得} + \text{退職所得}}{\text{金額} + \text{得金額} + \text{得金額}} \right\} \times \frac{1}{10} = \text{雑損控除額}$

(2)災害減免法による方法

災害で住宅や家財の価格の2分の1以上にのぼる損害をうけた場合で、かつ、その年分の合計所得金額が200万円以下の場合にかぎり適用されます。

合計所得金額	所得税額
100万円以下の場合	全額免除
100万円をこえ150万円以下の場合	半額軽減
150万円をこえ200万円以下の場合	2割5分軽減

以上の雑損控除や災害減免法による救済措置は、確定申告の時期をまってその適用を受けることができますが、7月や11月の予定納税額のある人は、その予定納税の段階でも適用を受けることができます。

- 三、縦覧場所、岡垣町役場選挙管理委員会事務局
四、登録 九月二十日
五、今回登録申出をする人。
1、九月一日で満二十年に達した者(昭和二十三年九月二日以前に生まれた者)で名簿に登録されていない者
2、岡垣町に本年五月末日までに転入した人で登録されていない者。
六、名簿について
九月一日現在申出の名簿には職権登録も併せて実施しますから、永年選挙人名簿の写を各区に八月十一日から二十日まで回覧しますので登録の有無を確認して下さい。

九月一日現在申出の選挙名簿を次のとおり調整しますので、有資格者で登録もれの方は、九月一日までに登録の申出をして下さい。

一、登録申出期日 九月一日まで
二、縦覧(異議申出) 九月八日まで

選挙人名簿登録について

(別表1) 昭和42年度一般会計収入支出状況表 (単位千)

入			出		
区 分	収入額	構成比	区 分	支出額	構成比
1.町 税	59.341	18.7	1.人 件 費	70.561	23.6
2.地 方 交 付 税	80.152	25.1	うち 職 員 給	50.485	16.9
3.臨時地方財政交付金	296	0.1	2.物 件 費	22.319	7.5
4.分担金及び負担金	6.457	2.0	3.維 持 補 修 費	8.832	3.0
5.使用料及び手数料	9.211	2.9	4.扶 助 費	2.627	0.9
6.国庫支出金	62.268	19.6	5.補 助 費 等	18.944	6.3
7.国有提供施設等所在市町村助成交付金	4.662	1.5	6.公 債 費	9.329	3.1
8.都道府県支出金	25.550	8.0	7.積 立 金	2.362	0.8
9.財産収入	8.273	2.6	8.貸付金及び出資金	300	0.1
10.寄附金	1.981	0.6	9.繰 出 金	7.250	2.4
11.繰入金	3.000	0.9	10.普通建設事業費	125.370	41.9
12.繰越収方	18.570	5.8	11.災害復旧事業費	17.973	6.0
13.諸 収 入	8.324	2.7	12.失業対策事業費	13.093	4.4
14.地 方 債	30.000	9.5			
合 計	318.085	100	合 計	298.960	100

(17)糠塚公民館建設事業六、八 四六、六三三
(18)遠賀郡立伝染病院建設事業 三七千

(別表2) (別表3)

目的別歳出内訳 (単位千円)				昭和42年度町税等住民負担状況表 (単位千円)					
区 分	支出額	構成比	一般財源 充当額	区 分	金 額	住民1人 当りの額	1世帯当 りの額	納税義務 者数	納税者1人 当りの額
議 会 費	11.781	3.9	11.781	① 町 税 合 計	59.341	4.005	17.003		
総 務 費	45.570	15.4	37.199	個人町民税	20.037	1.352	5.741	3.883	5.160
民 生 費	17.944	6.0	13.228	法人町民税	816			27	30.222
衛 生 費	12.140	4.1	9.627	固定資産税	20.955	1.414	6.004	2.360	8.879
労 働 費	13.102	4.4	2.122	軽自動車税	2.127	144	609		
農林水産業費	34.820	11.7	16.456	たばこ消費税	10.540	711	3.020		
商 工 費	1.028	0.3	1.028	電 気 ガス税	4.693				
土 木 費	41.823	14.0	24.819	木材取引税	173				
消 防 費	3.622	1.2	3.622	② 町 債	30.000	2.025	8.596		
教 育 費	89.607	29.8	34.426	特別会計					
災害復旧費	17.973	6.0	2.347	上水道起債	24.000	1.620	6.877		
債 権 支 出 金	9.335	3.1	7.046						
合 計	298.960	100	163.916						

(43.3.31現在人口 14,818人 世帯数 3,490)

議会だより

第二回定例町議会は六月一二日午前九時三〇分、岡垣町議会議事堂に招集され、会期は七月一〇日まで三〇日間と決定、次の議案が可決された。

六月一二日(第一日目)

議案第三八号

繰越明許費計算書の提出について。

昭和四二年度岡垣町繰越明許費繰越計算書。

一〇款 教育費

二項 小学校費

事業名 戸切小学校建築費

金額 六四、〇六九千円

翌年度 一八、四八一千円

繰越額

議案第三九号

岡垣町職員定数条例の一部を改正する条例

提案理由 上水道ポンプ運転員増員のため

町長の事務局の職員

その他の職員「一〇名」を一名に改める。

計「六六名」を「六七名」に改める。

議案第四〇号

岡垣町新松原地区簡易水道設置条例制定について。

提案理由 新松原地区に簡易水道新設のため。

議案第四一號

岡垣町元松原地区簡易水道設置条例制定について。

提案理由 元松原、西黒山、什玉堂地区に対し、防衛施設周辺の整備等に関する法律による簡易水道新設のため。

議案第四二號

岡垣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

提案理由 地方税法施行令の一部改正によることと減額対象世帯の範囲の拡大に伴うことによる。

議案第四三號

岡垣町保育所条例の一部を改正する条例。

提案理由 現有施設は敷地狭いと、国道三号線に隣接して、保育に危険であり、今回防衛庁の防音工事施行のため移転したい。

設置場所 岡垣町大字山田字恋の田、二〇番地の一

〇満場一致で原案可決

第一日目は以上の議案が可決され、休会となる。

(午後〇時二〇分)

七月一〇日(第二日目)

議案第四四号

昭和四三年度岡垣町一般会計補正予算(案)(第一号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ二一、〇四五千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三〇三、八六三千円とする。

〇満場一致で原案可決

議案第四五号

昭和四三年度岡垣町水道事業会計補正予算(案)(第一号)

収入支出の補正総額をそれぞれ二〇、〇〇〇千円を追加し、収入総額二〇、八〇〇千円支出総額二一、一〇〇千円とする。

〇満場一致で原案可決

議案第四六号

岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由 技能職給の制定。

〇満場一致で原案可決

議案第四七号

岡垣町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由 昭和四三年度に実施予定の元松原地区及び新松原地区の簡易水道事業を水道事業特別会計にて措置するため。

〇満場一致で原案可決

議案第四八号

芦屋町ほか三カ町環境衛生施設組合規約の一部変更について。

規約内容の字句の訂正。

〇場満一致で原案可決

議案第四九号

波津漁港整備について。

漁港法第一条の規定により、昭和四四年度から五カ年間に第四次漁港整備計画として次のとおり波津漁港の整備をしたいので議会の議決を求める。

1、事業費 昭和四四年度から五カ年計画として 一億円をもって整

備する。

2、事業費 国庫補助 五割

負担区分 県補助 三割五分

町 一割五分

議案第五〇号

県道若松〜芦屋〜福岡線改良工事施工に伴う防風保安林解除について。

海岸県道改良建設工事施工のため、次の防風保安林の一部解除方につき、県より依頼があったので町議会の議決を求める。

1、施工年度 昭和四十三年度より。

2、場所 (1)岡垣町大字黒山字黒山浜一〇五(四)〇、四〇八二ha

(2)岡垣町大字黒塚字糠塚浜不用

存地林野〇、二

三九四ha。

〇満場一致で原案可決

第二日目は以上の議案が可決され休会となる。会期が七月三一日まで二〇日延長が議決される

七月二五日(第三日目) 午前九時三〇分開議。

議案第五一號

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

任期満了する固定資産評価審査委員会委員吉田清吉氏の後任として、次のとおり選任したいので地方税法第四二三条三項の規定に基づき、町議会の同意を求める。

岡垣町大字内浦 吉田清吉 農業 六二才

〇満場一致で原案可決

〇付託事件の各委員長の報告

〇請願書四件採択関係委員会に付託される。

〇陳情書三件朗読

〇一般質問

第三日目は以上の議案その他が可決審議される。

本日の会議で七月三一日までの会期を議案が全部終結したので第二回岡垣町議会定例会は午後二時四〇分閉会された。

成人祭について

一月十五日成人の日は、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます国民の祝日である。

成人の日を有意義にするため八月四日成人者の代表と、社会教育委員に寄ってもらい話し合

いをした。その結果

1、四月一日生れを界に同学年の方がよい。

2、寒くとも一月十五日やる方が意義がある。

3、フォークダンス等動く行事をやるので、訪問着等作って

いる女の人でも、当日は洋服が望ましい。

4、講演会も入れた方が内容がある。

5 祝辞が長すぎる。

等の意見が出された。

これで来年の成人の日の運営を決定するのではないが、

1、来年の成人祭には昭和二十四年一月一日から全四月一日まで生まれた方を招待する。

2、女の人でも洋服で参加した方が有意義な日になる。

と考えられます。御意見があったら公民館に知らせして下さい。

× × ×

ちなみに

一月十五日粥は七種粥と同じように平安朝時代の宇多天皇寛平の頃(八八九年)からはじめられた。

延喜式によれば、この粥は小豆粥といって小豆、ささげ、きび

栗、みのごめ、とろろいも、米を混ぜて粥とするとある。

七種のもの混ぜるところから七種粥といったが、後には小豆

だけが残された。現在は小豆と米と餅で粥をこしらえたのを小

豆粥という。

小豆粥の縁起は中国にはじまった。十節記に「昔、高辛氏に

悪い娘がいて、一月十五日、町

の中で死に、その霊が道でうめ

き、道行く人を悩ました。とこ

ろがその娘が生前粥を好いていたので、その霊に小豆粥を炊いて

祭り、その害を防いだのには

「じまる」とある。

日本では正月の祭りは十五日

卓球大会

公民館對抗卓球大会を七月十日岡中講堂で行なう。

当日は朝から大雨で、出足が危ぶまれたが、昨年十チームの参加に対し、今年は吉木に一チームやめてもらい十五チーム。女子二チーム参加。

講堂一杯闘志と歓声で熱気あふれ、終日熱戦がくりひろげられた。

結果は、

に終つたので、最終の会の意味を含め十五日粥をはじめた。

この粥で午頭天王（素盞鳴尊）の札である「蘇民将来之子孫」を門戸に貼れば疫病が去ると



公民館主事

団体戦女子の部

- | | |
|------|------|
| 二位 | 一位 |
| 新海老津 | 三吉団地 |

個人戦男子二五才以上の部

- | | |
|----|-------------|
| 一位 | 渡辺 誠（糠塚） |
| 二位 | 河野 龍彦（三吉団地） |
| 三位 | 広渡 正彦（三吉団地） |
| 四位 | 中村 （海老津） |
| 五位 | 宮内日出男（内浦） |

個人戦男子二五才以下の部

- | | | |
|----|-------|------|
| 一位 | 福山満章 | (戸切) |
| 二位 | 嶋田行貴 | (吉木) |
| 三位 | 佐々木敏幸 | (吉木) |
| 四位 | 松井裕幸 | (手野) |

個人戦女子の部

- 一位 中川 整子 (三吉団地)
二位 河野 和子 (三吉団地)

観戦していて感ずることは、
一、技術が非常に向上している
従来の技術では到底太刀打は出
来ない。

公民館対抗でやるのは、なるだけ多くの人が参加出来るようにとの配慮からであるので、来年はA、Bでも分けることを考えねばならないだろう。

2、上手な選手ほど礼儀が正しい。スポーツのよさがはっきり分る。スポーツは技術を磨くだけのものではない。

みんな、スポーツは人間形成に
大きな役割を果たすことを十分考
えて頂きたい。

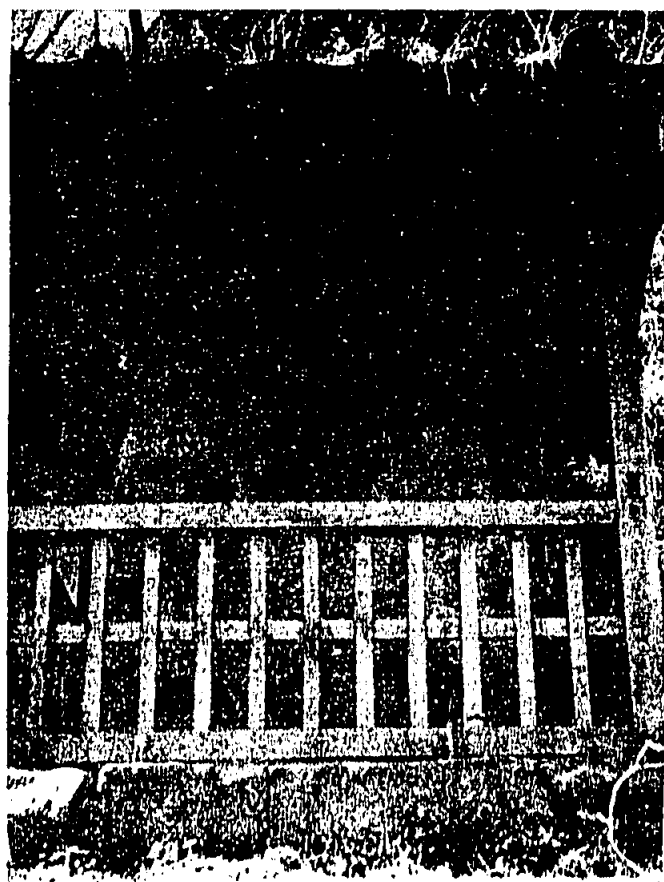
又反対に粗野な格好、態度をとる人がある。それが男らしいのだと考えておるらしいが、これは誤った考え、態度であることも心してもらいたい。

公民館主事

○○麻生隆守○○

八幡市史
に「麻生隆守記」が載っている。
が麻生家の系図は四通りもあり、なかなか分りにくい。
けれども吉木に隆守山という城跡もあり、内浦にはその戦死の地もある。岡垣町の歴史からははずすわけにはいかない。
それで「麻生隆守記」を主とし、いろいろのものを参考に、してかく。

文治五年（一一八九年）平家滅亡から四年後（宇都宮家政は源頼朝から西国を守護せよと筑前の国に派遣され、遠賀郡麻生の庄（今の黒崎町一帯



隆 守 山

隆 守 院

麻生隆守の墓

（）帆柱山に新たに城を築く。
後山鹿左兵衛尉家政と改める。
その後命によって麻生左衛門尉家政と改める。

【麻生物語にはこの項を〃筑前国遠賀郡（徳川家光の頃は御牧郡ともいう）花尾、帆柱の両城主麻生家の由来を尋ねると、その祖先は公家勸修寺家の子孫で藤原姓である。

建久五年鎌倉右大将源頼朝公は家来である宇都宮左衛門尉朝長（朝の一字は頼朝が与えたもの）に、九州は平家の領分（平清盛の一族の領地は三十余国に涉るとあり、内九州に一番多い）だから、追討主護として派遣した。

朝長は花尾山に城を築き、後帆柱山にも城をつくり両城の城主だった。初め筑前国山鹿庄、麻生庄、上津役等の地頭代職だったが、後遠賀郡（内岡の庄は宗像大宮司の領地）下鞍手郡（若宮町は宗像大宮司の分）を領し田三千余町あった。〃と記している。

それから代々続いて十七代の嫡流を麻生弾正入道弘繁という武勇勝れ家来からも尊敬されていた。

その子を次郎隆守という。幼少から仁義礼智信の五道を守り民をあわれみ、弓馬の道も達者文武ともすぐれていたので、一族郎党とも末頼もしく思っていた。

永正十一年（一五一四年で戦国時代）父の弾正入道殿が病氣になられたので、一家驚き医術を尽したが、その効なく、相宜山伏等を招いて、諸所の神様、種々の仏様にお祈りした。宗像にある白山権現には毎日三時護摩を焚き、病い平癒のお祈りがあった。

或る日、入道殿は子ども次郎隆守はじめ、家老の面々を御前にめされ、「自分の病氣がよくなることは覚束ない。それに付けても残念に思うことは外でもない。数年来の本望をとげないで死ぬことだ。自分が死んだらどうかお前達はこの怨みを晴してくれ。今からその事情を細々話すから、お前達は内密にして聞いておけ」と次のことを話さ

れた。

明応四年（一四九五年で戦国時代が始まって四年後）の春、祖父麻生兵部大輔家延の代に、その弟十郎弘助のざん言で、家延が大内家に弓を引いているといいふらされた。

そこで山口の大内は軍をひきいて家延の居城、花尾城を攻める。寄手の大將は内藤掃部允七百余騎、四方八方取り巻き、七日七夜の間攻めたが落城しない城中はそれでも静まっていた少しも騒がない。

もともとこの花尾城というのは山が高く、白雲が峰を包み、四方はけわしく、丁度屏風を立てたようで、この山に一つの不思議があつて、見た目には帆柱山より遙かに低い。ところが敵勢が攻め登る時は次第に高くなる。七合目から上に登った敵は一人もない。寄手（攻める方）は頭を上げ、天を見ながら戦っているようにある。

それで寄手の内藤は帆柱山の西に陣取り、遠巻きにして敵の兵糧の尽くるのを待っていた。

或る日寄手の内藤方より、使者に、塩鯛二十掛、酒樽二十荷をもたせ、「永々の御寵城さぞ御退屈だろうとお察しします。これは城中の御慰めに送ります」と申し入れた。

ところが、城の大將家延は家来にいいつけ、生鯛二十掛、樽二十荷を内藤の陣中にもたせ、「昨日は御酒御肴御恵み下さって御厚情の段かたじけなく存じます。永々の御在陣、殊にまた中国からはるばる歴々の方が御出でで、どなたもよく御辛抱が続きますこと」とからかったの

で、中国勢は考え「もうここに十一カ月も在城している。今から又十一カ月、二十カ月ではたやすく落城はしないだろう。一まず山口に増勢をお願いしよう」と山口に使者を送った。

明くる明応五年冬の中頃、城中の兵糧が切れたように見えたこんな折、中国から松井修理、杉豊後守等を大將として二千余騎、内藤の陣に加わる。旧十一月二十九日は大雪で、山、樹木も雪に埋もれ攻寄せする方法がない。

内藤掃部允はつくづく考え、

「累代の名家を、無法に攻め亡ぼすのも本意ではない」と、ひそかに使者をたて、家延に降参するようにすすめた。

家延は使者に向い、「もともと大内に弓を引くような家延ではない。しかし弟弘助のざん言で家延は二丁の弓を引く等いわれ無実の罪をきせ、たつて攻落せうとするからは仕方がない。よんどころなくこんな有様になったのだ。

本当に家延が変心して弓引く心があつたならば、どうして今まで籠城などしようか。一戦で切崩してみせる。この家延が最後の戦い、運命の軍ときめたことなら追討をかける位きやすいことだ。しかしそうしたならば、家延の変心むほんは本当だったと見られるのは必定だ。それで今まで戦わないで、長い間籠城したのはそのためである。自分はむほん心を起したのでは決してない。」といわれたので、内藤も大変感心し、山口の大内に家延の本心を申し上げる。大内殿も考えなおされたが、全部疑いが晴れるとまではいかず、家延にはうちとけられなかった。

それで後に麻生の領内である遠賀川より西二八カ村千町を家延に分け与え、「家延は隠居しよ、本領は子供が成長するまで弟の弘助に政事を司どらせ、次郎の後見をしよう」とおせつけられたので、家延は明応六年吉木村に岡の城を築いて移った。

花尾城には家延の子ども次郎興春と、家延の弟十郎弘助がその後見としておったのに、弘助がむほんを起し、遂に次郎興春をおしこめ本領を奪ってしまふその時、次郎興春はまだ十五才だった。

自分で四代もの長い間吉木に押し込められたまゝだが無念ではないか。今花尾城も弘助より五代目下野守弘重というのが城主で、その勢力はますます盛んである。早速弘重の首を打って自分の墓に手向けよ。

もう一つの願いは、「本領をとり返し自家の恥辱を雪げ。」と苦しい息の下から事の経緯をこまこまと話された。

隆守はじめ家老達は涙を流し御引受けした。さしもの豪雄も運命ではせんかたなく、八月十一日四二才でなくなつた。御菩提所竜昌寺の是翁和尚に來てもらい、竜昌殿青樹貞公大居士と諡し、全寺に葬り、ねんごろに弔った。

その後麻生隆守の主、山口の大内義隆は政務が正しくなく、遂には家臣の陶晴賢から攻め滅ぼされるようになるが、隆守も大内を諫めたがそれは用いられず、大内氏に背くようになる。

大内氏は宗像氏に命じ隆守を攻めさせる。宗像氏はその臣爪生左近太夫貞延を大將に攻めさせる。時に天文十五年（

隆守は防ぎかねて九月二七日城を出、内浦海蔵寺まで逃げたが万策つき、その妻と二才の男の子を殺して自害する。

家臣の柴田小七という者が、隆守父子並びに妻の首を石にゆいつけ、海に沈め、小七も海に入つて死ぬ。

その後この岡城に爪生貞延が居住し、遠賀郡を領したと。

：終りの方は統筑前風土記からとる……

【統筑前風土記には〃隆守は山口で生れる。帆柱山の麻生は妾の生んだ子だが長子である。父の死後、兄弟で相継争いをした。

帆柱の麻生は山口に出仕しなかつたので、相継を隆守に渡すよう下知されていたが、家老達は長子を立てようと数回合戦する。相方相談の上隆守は岡千町をもらい、岡の城に住み、大内家に従う。

帆柱の麻生は大内家には出仕せず、ひそかに大友に使をやり大友氏の麾下になる。

こうして天正十五年大友宗麟は家臣の爪生左近太夫貞延をやつて岡の城を攻める。これは帆柱の麻生が頼って行った為であると書いているが、前の麻生隆守記の方が正しいと思われる。」

この原稿は、麻生家の歴史をくわしく調べておられる吉木の鷺尾坦見先生が、わざわざ福岡まで持ってきてゆき、産婦人科病院長の麻生徹夫先生及び、佐賀大学文学部教授、麻生朝道先生の監修をうけてもらったものである。